

## ワイタンギ審判所の活動—南島ガイタフの場合

青柳 まちこ

(茨城キリスト教大学)

### ニュージーランド南島の土地買い占め

ただいまご紹介いただきました青柳でございます。今日のシンポジウムの題が、多元的民族社会の緊張・相互理解・協調ということでございまして、今までのお話が緊張のほうであったとするならば、私が担当する部分はたぶんこの協調という部分だと思えます。それで今日はニュージーランドにおける最近の動向についてお話をしたいと思えます。ご存じだと思いますけれども、ニュージーランドは先住民でありますポリネシア系住民のマオリと、イギリスからの移民であるパケハ、これはマオリ語でヨーロッパ人を指しますけれども、その人たちを中心に形成されています多民族国家であります。1996年の国勢調査によりますと、総人口は368万人でありまして、そのうちの52万人が自らをマオリというふうに申告しております。国勢調査では自分がマオリだと思えばマオリとして申告することになっております。ですから、マオリの総人口に占める割合というのは、ほぼ15%弱になるかと思えます。

1840年、イギリスは北部のマオリの首長ら45人との間で、ワイタンギにおいて条約を締結しました。これによりましてマオリの住む土地は正式にイギリスの植民地になりました。ワイタンギ条約は3条からなっておりますが、このうちの特に重要なのが2条でありまして、この中でイギリスはマオリの土地、水産資源、森林資源、その他に関して、これまで通りの所有権を認めるというふうに記載してあるわけです。にもかかわらず現実には、イギリスをはじめヨーロッパからつぎつぎにやってくる移民達のために、植民地政府は積極的に土地

を買い占めるということになりました。個人ではなくて政府が土地の買い占めに奔走するということになったわけです。そのもっともよい例がニュージーランドの南島におこりました。

—— ワイタンギ条約 第2条 ——

イングランドの女王陛下は、ニュージーランドの族長及び部族並びにその個々の家族及び個人に対し、その者たちが集団または個人で所有する土地、不動産、森林、水産、及びその他の財産の排他的かつ平穏な完全所有について、それらの所有を意図しそれを希望する限り、その所有を承認し保障する。ただし、連合部族の族長および個々の族長は、それぞれの所有者と女王陛下の代わりに所有者と交渉するように女王陛下に任命された者との間で合意された価格で、その所有者が譲渡することができる土地に対する先買権を、女王陛下に与える。

(国立国会図書館調査立法考査局編1993「ニュージーランド先住民とワイタンギ条約」【外国の立法 特集 先住民族】32巻2・3合併号 pp.257-258)

**Ngāi Tahu Land sold to the Crown  
between 1844 and 1864**



*Te Karaka Special Edition : Crown Settlement Offer.* p.62  
Ngaitahu Publication Ltd. 発行年なし

	購入地区名 図1参照	購入面積 (acre)	購入価格 (£)	マオリのため の保留地面積 (acre)
1844	Otakou	400,000	2400	9,615
1848	Kemp	20,000,000	2000	6,359
★1849	Port Cooper	59,000	200	900
★1849	Port Levy	104,000		1,361
1853	Murihiku	7,000,000	2600	4,875
★1856	Akaroa	67,000	150	1,200
1857	North Canterbury	1,000,000over	500	0
1859	Kaikoura	2,800,000	300	5,558
1860	Arahura	7,000,000	300	12,000
1864	Rakiura		6000	かなり

*Te Karaka Special Edition ; Crown Settlement Offer.* pp.63-66より複製

★印 (Port Cooper, Port Levy, Akaroa) は、Banks半島購入として一括記述されることが多い。

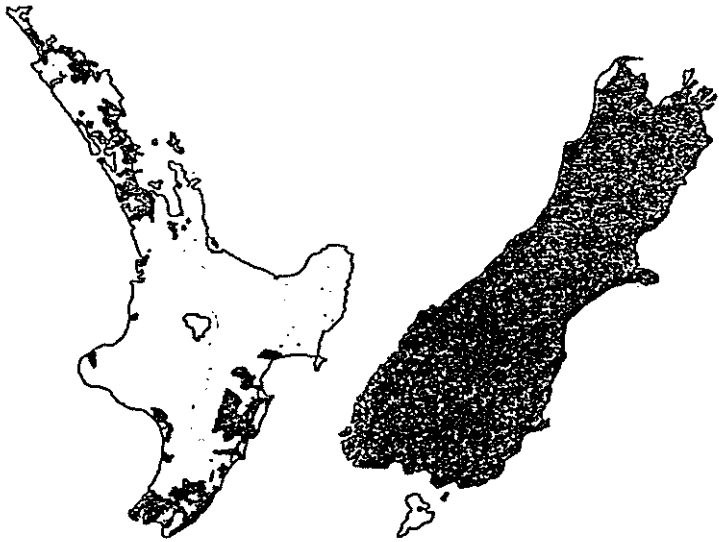
マオリというのはそもそも暖かい中央ポリネシアからやってきた人々ですので、主に北島に住んでいたわけですね。南島は寒いので一部を除きますと、人口は希薄でありました。やがて南島に住む人たちがガイタフと呼ばれる集団名を名乗るようになりまして、ガイタフが南島の主要住民となったわけですが、ガイタフの人口は1840年つまりワイタング条約が結ばれた時点で推定1500人から2500人くらい、その後も2000人前後を上下しているような数でありました。南島の面積というのが北海道の2倍弱ぐらいだそうですので、いかに人口が少なかったかということがおわかりいただけると思います。このように人口が希薄であったために、政府が土地をまとめて購入するには好都合であったということがいえます。

南島の土地購入というのは、1844年にニュージーランド会社、これは移民会社なのですが、その買い付けに始まりまして、それ以後は政府によって大量に購入されました。1848年から1864年までの間に購入された土地、それからその金額を図1に書いておきました。

特に1848年にケムプという人が買った土地は、ほとんど南島の3分の1くら

いを占めております。ケムプは第三代総督グレイの、有能な官吏だったのだと思いますけれども、非常に巧みに土地を購入していきました。というわけで、わずか20年ほどの間に、ニュージーランドの南島でマオリのために残された土地というのはほぼ1%に満たないくらいになってしまったといわれます。図2には、北島と南島と両方が描かれております。白い部分がまだマオリの土地です。黒い部分がヨーロッパ人によって購入されてしまった土地です。この時点では一番南のシュチュアート島がまだ白くなっていますが、これは1864年に購入されたために、図1では黒くなっておりますが。

図2



黒地は1860年までにヨーロッパ人が手に入れた土地。換言すればマオリが失った土地。

Orange, Claudia, *An Illustrated History of the Treaty of Waitangi*, p.52, Allen & Unwin, 1990.

このようにしてマオリは大部分の土地を失い、さらにその残された土地というのも非常な荒地でありました。先ほども申しましたように、マオリはサツマイモを作っていました。北部は気候が温暖ですからサツマイモを十分作ること

ができたのですが、南部ではサツマイモは寒すぎます。そのために南部のマオリたちは北部に比べると、採集や狩猟に頼る割合が高く、従ってより多くの土地を必要としていたと思われます。それで困窮してしまった南島の住民であるガイタフは、以降たびたび、土地の返還と彼らの窮状を訴える陳情を行ってきました。しかしそれらが取り上げられるということはほとんどなかったわけです。

### ワイタンギ審判所の設立

しかし、1960年代にアメリカのブラックパワーに始まる少数民族、あるいは先住民の運動の中で、マオリも復権を非常に声高く主張するようになってきました。政府もこの運動を無視できなくなってきて、1975年にワイタンギ条約法という法律を制定しました。この法律に拠って設置されたのが、Waitangi Tribunal すなわちワイタンギ審判所です。これは何をやる所かといいますと、マオリからの請求に基づいて、彼らの苦情を調査する場所です。それを聴取しまして、それがワイタンギ条約の第二項に違反するかどうかということを審議して、もし違反するならば、その是正を政府に勧告することになります。最初は、1975年、つまりこの法律が制定された時点以後に生じた違反が取り上げられるということでした。しかし、それでは、1840年以降の19世紀に起きた不正はどうなるのか、ということになってきて、やがて労働党内閣が返り咲いた1985年にこの法律は改正されまして、ワイタンギ条約締結時の1840年にまで遡って請求ができるということになりました。ということで結局、ニュージーランドの全土からさまざまな請求が山積するようになったわけです。主な問題はもちろん土地問題だったわけですが、その他に水産資源の問題であるとか、水質汚染の問題であるとか、あるいはマオリ語の問題であるとか、そういうさまざまな分野についてマオリからの苦情の申し立てがありまして、それがワイタンギ審判所に山積みになりました。今年（1998年）の8月の時点では727の請求が登録されております。



覚えはないと言っている土地です。

ガイタフの土地に関する報告書の提出を受けまして、審議した結果、やがてクラウン側が賠償することが決まりました。賠償のための交渉が91年の8月から始まりました。こうしてクラウン側から和解要件の提示というのが昨年(1997年)の9月になされたわけです。

### クラウンによる和解提示

この和解の要件というのは、大きく分けまして、クラウンによる正式な謝罪と金銭的な補償、クック山の返還、文化的な補償というようなものです。クラウンによる正式な謝罪は一項から六項まで幾つかの項目がありますが、例えば、クラウンはガイタフの土地購入に関してワイタング条約の原則を繰り返し違反してきた事実を認めるとはっきり述べています。また一方ガイタフの方は、常に誠実であってワイタング条約に規定された義務と責任を履行してきたということをクラウンは認める、ということも記載しています。またそれからクラウンはガイタフに苦難を与えたことに対して、すべての成員に心の底から遺憾と謝罪を表明すると言っています。最後は、クラウンはすべてのニュージーランド国民に代わって上記の過失に関して補償する、そして、ガイタフとの新たな協力関係の時代を開くことを求めるというように、大変率直な形で、クラウンはガイタフに謝罪をしております。

それから二番目の金銭的補償というのは、1億7,000万NZドルの金銭的補償を行うと提示したことです。またさらにこれに加えて、個々の小さな請求の補償として250万ドルを支払うことになっております。

それから三番目としましては、日本でもスキーに行かれる人はご存じだと思いますが、南島にクックという一番高い山がありますが、ここをガイタフに返還しました。ガイタフは、この山を、クックなどという英語の名前ではなくて、昔のアオラキという名前に戻して、返還された同日に、それをニュージーランド全体のための公共の資産であるということで、クラウンに返還しました。

それからあとは文化的な面での補償としましては、マオリの土地に対する伝統的な権利を認めたことです。南島には、マオリが昔からいろいろな工芸に使っていましたグリーンストーンと呼ばれる翡翠があります。その翡翠を生産する場所とか、それから特別な聖地など宗教的な意味を持つ土地、伝統的な食物の捕獲採集地など、マオリにとって特別の意味のある土地について、ガイタフのマナ（宗教的な力）の下にあることが確認されました。この条項により、そうした場所に関してガイタフが日常的に管理することや、名称変更などが可能となりました。こういったいくつかの条件を提示したわけです。

### ガイタフの和解条件受け入れ

クラウン側からのこういう和解条件の提示を受けまして、ガイタフはニュージーランドの国内各地で集会を行い、この提案の説明を行いました。今ではマオリの都市居住者というのは80%に及んでいて、もはや伝統的に田舎に住んでいるという人は多くないのです。ガイタフもあちらこちらに分散して住んでおりますので、そういう人たちのために、各地で集会を開いて説明を行いました。また外国に住んでいる人も多いので、ガイタフの機関誌の特集号を出しまして、クラウンの提案を説明・解説いたしました。そして去年（1997年）の11月7日に賛否を問う投票を行いました。ガイタフの人口は、それをどのように計算するかは非常に難しいのですが、一応1万2,000通の投票用紙を送りました。そのうち返ってきたのが約57%、6,341通だったそうですけれども、圧倒的な大多数が賛成、つまりクラウンの提示を受け入れるというものでありました。6,341通のうち、否とするものは390通ばかりでありました。

この投票結果をもとにして今度は、ガイタフの最高決議機関である議会のようなもので裁決が行われまして、18名のうち、16名が賛成し、提案は正式にガイタフに受け入れられるということになりました。後に残った作業としては、また政府に戻りまして、今度は政府が国の議会で諮って議会で可決することになるわけです。それが今年（1998年）の9月29日だったといえますから



約一ヶ月ほど前に議会を通過したそうで、これで正式にこの補償がガイタフに対して行われるということが決まりました。

19世紀の植民地獲得時代以後、支配者・植民者が先住民族に対して行っていた数々の不正というものはよく伝えられております。ニュージーランドのパケハがマオリに対して行ってきた不正というのも、その例外ではなかったと思います。しかしその非を認め、先程のような非常に率直な謝罪を行い、膨大な補償に踏み切ったニュージーランド政府の対応というのは、やはり非常に真摯であると私は思います。

現在のニュージーランドの経済というのは、1960年代までの英国に依存していた時代と違いまして、決して豊かではありません。1994年の政府歳入が302億ドルだったといいますので、1億7,000万ドルという数字は巨額な数字だと思うのです。さらに、補償をしなければいけない対象はガイタフだけではありません。すでに一部では締結したところもありますけれども、ニュージーランド全土から非常に多くの請求が、ワイタンギ審判所には山積みされているということは、先ほど申し上げたとおりです。でも、これだけ大きな犠牲を払っても、先住民族の権利を侵害してしまったという過ちを償おうとしているニュージーランドの姿勢というのは、非常に高く評価してもよいのではないかと思います。